

令和4年第3回市議会定例会市長報告

東久留米駅西口昇降施設について

東久留米駅西口昇降施設について、私より、富士見テラス部の対応策及び昇降施設部への利便性向上施設の導入に関する検討結果についてご報告させていただきます。

平成5年度から6年度に建設された東久留米駅西口昇降施設について、当時、建築基準法に定める建築確認申請がなされていなかった件につきましては、昨年12月の市長就任後、改めて確認を行い、施設総体の現行法適合に向け、壁面の基準耐力の不足が確認された鉄筋コンクリート造の富士見テラス部の補修、補強等の具体的な対応策の検討を進めると共に、昇降施設部における、下りエスカレーターの導入など、施設の利便性向上についても検討していくこととし、設置の可否の調査などを進めてまいりました。

そうした中、富士見テラス部の具体的な対応策について、安全性を確認しながら、特定行政庁との協議を行いつつ検討を進めたところ、壁面の補強を行うためには、それを支える建築物基礎についても補

強を要することが確認されました。

富士見テラス部は、早期に安全対策を講じていかなければならない中で、当該基礎を含めて補強するにあたっては、「施工の難易度が高くなること」、「工期が長期化すること」、「多額な費用負担が生じること」などを総合的に勘案する必要があり、熟慮の結果、今般、除却という判断をいたしました。

本件につきましては、当時、建築基準法に定める確認申請がなされておらず、結果としてこのような対応を取らざるを得ない状況に至りましたことに、改めまして現市長としてお詫びを申し上げる次第でございます。

今後、速やかに除却に向けた取組みを進めるため、当該除却に要する設計や工事の必要経費を計上した補正予算案を、本定例会にご提案を申し上げたところでございます。

また、昇降施設部における利便性向上に向け、「下りエスカレーター」や「二方向出入口型のエレベーター」の設置の可否について調査を進めたところ、設置可能なことから、施設の設置や維持管理に要する概算費用の算出を行いました。

結果、バリアフリーの観点からも施設の利便性向上を図るため、

施設総体の現行法適合に向けて既に契約をしております大規模改造工事の実施設計に、当該施設の導入に係る実施設計を加えるなど、取組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、富士見テラス部の除却後の方向性につきましては、除却に至った経緯を鑑みれば、先ずは、安全対策を進めさせていただき、今後、改めて考えを示してまいります。